

社会医療法人 聖峰会
認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業
さくらデイサービス日田
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人聖峰会（以下、本会）が設置運営する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 さくらデイサービス日田における認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の運営方針について次のとおり定める。

- 1、要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
- 2、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という）、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(職員の区分及び定数)

第3条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護職員として次の職員を置く。

- | | |
|---------|----|
| 1、管理者 | 1名 |
| 2、生活相談員 | 2名 |
| 3、看介護職員 | 6名 |
| 4、調理員 | 1名 |

(職務分掌)

第4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--|
| 1、管理者 | ・・・従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画の作成、説明を行なう |
| 2、生活相談員 | ・・・利用者の日常生活等の相談、助言を行なう |
| 3、介護職員 | ・・・食事、入浴等の提供に伴なう介護を行なう |
| 4、看護職員 | ・・・健康状態の確認を行う |
| 5、機能訓練指導員 | ・・・日常生活を営むのに必要な、減退を防止する為の訓練を行なう |
| 6、調理員 | ・・・利用者のために食事、おやつの提供を行う |

(営業日)

第5条 営業日は次のとおりとする。

営業日 毎週 月曜日から日曜日

(営業時間)

第6条 営業時間は次のとおりとする。

営業時間 午前8時00分から午後20時00分

サービス提供時間 午前8時45分から午後16時00分

(定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は12名の1ユニットとする。

(認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1、入浴サービス | 7、個別機能訓練 |
| 2、給食サービス | 8、時間延長サービス体制 |
| 3、相談・援助等の生活指導、レクリエーション | 9、若年性認知症利用者受入 |
| 4、日常動作訓練 | |
| 5、健康チェック | |
| 6、送迎 | |

(認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の利用料)

第9条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示に基づいて設定する。

- 1、法定代理受領サービスの利用料は介護報酬告示上の1割または2割または3割とする
- 2、法定代理受領サービスでない認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の利用料は介護報酬告示上の額とする
- 3、その他の費用
 - ① 食費 朝食350円 昼食500円 夕食500円
 - ② おむつ代実費
 - ③ 日常生活においても通常必要となる経費のうち、利用者に負担させる事が適当と認められる費用

(利用料等の受領)

第10条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業における利用料等の受領について次のとおり定める。

- 1、 法定代理受領サービスに該当する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2、 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、認知症対応型通所介護または介護世帯連池沼対応型通所介護に係る居宅サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように留意する
- 3、 前2項の支払いを受ける額のほか、第9条第3項に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける

ことができる。

- 4、 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(事業の実施地域)

第11条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を行なう実施地域は次のとおりとする。

日田市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、利用者は次の事項について留意するものとする。

- (1) 管理者が定めた場所以外で喫煙・飲酒を行なってはならない
- (2) 許可なく食物や飲物以外を外部より持ち込み飲食しないこと
- (3) 他人に迷惑になるような粗暴な言動をしないこと
- (4) その他、管理者が定めたこと

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護員等の勤務の体制その他の利用申し込みサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第14条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の利用申し込みがされた場合は、正当な理由なく認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申し込み者に対し自ら適切な認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供する事が困難であると認めた場合は、当該利用申し込み者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を紹介その他必要な措置を行なう。

(受給資格の確認)

第16条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供ににあたり受給資格の確認について次のとおり定める。

- 1、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合はその者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。
- 2、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり要介護認定等の申請等に係る援助として次のとおり定める。

- 1、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なう。
- 2、 居宅介護支援が利用者に対し行なわれていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行なう。

(心身の状況等の把握)

第18条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第19条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり居宅介護支援事業者等との連携について次のとおり定める。

- 1、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 2、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第20条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれかにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受ける事ができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行なうために必要な援助を行なう。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第21条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第22条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行なう。

(サービスの提供記録)

第23条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第25条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の基本取扱い方針次に上げるところによるものとする。

- 1、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行う。
- 2、自らその提供する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善に努める。

(認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第26条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、次条27条1項に規程する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行なう。
- 2、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なう。
- 4、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、日常動作訓練その他の必要なサービスを利用者の要望に添って適切に提供する。

(認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画の作成)

第27条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業計画の作成にあたり、次のとおり定める。

- 1、 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、日常動作訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。
- 2、 管理者は、それぞれの利用者に応じ認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明を行なう。
- 3、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 4 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護職員は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護計画に従ったサービス実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第28条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、延滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- 1 正当な理由なしに認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第29条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業者の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護員等の勤務の体制その他の利用申し込みサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第30条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業において秘密保持等に関し、次のとおり定める。

- 1、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3、 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従事者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第32条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり、苦情処理について次のとおり定める。

- 1、 提出した認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。
- 2、 提供した認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に対し、保険者が行なう文書その他の物件の提出若しくは掲示を求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行なう調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。
- 3、 提供した認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(事故発生時の対応)

第33条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたって事故発生時の対応について次のとおり定める。

- 1、 利用者に対する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2、 利用者に対する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(緊急時における対応方法)

第34条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護にあたる職員は、現に認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なう。

(勤務体制の確保)

第36条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり職員勤務体制の確保について次のとおり定める。

- 1、 利用者に対し適切な認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2、 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第 3 7 条 利用定員を越えて認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供を行なってはならない。

(衛生管理)

第 3 8 条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり衛生管理として次のとおり定める。

- 1、 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2、 当該認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護を提供する場所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

(会計の区分)

第 3 9 条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の事業の拠点となる事務所ごとに経理を区分するとともに認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 4 0 条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業の提供にあたり記録の整備として次のとおり定める。

- 1、 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。
- 2、 利用者に対する認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(閲覧)

第 4 1 条 認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護事業における事業計画及び財務内容について、利用者からの申し出により文書閲覧を行なえるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 4 2 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者を管理者が兼務、必要な体制の整備
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

附 則

- 1、この規程は平成16年6月1日から施行する。
- 2、平成16年11月1日（届出）より一部改訂する。
- 3、平成17年1月1日（届出）より一部改訂する。
- 4、平成18年4月1日（届出）より一部改訂する。
- 5、平成21年4月1日（届出）より一部改訂する。
- 6、平成22年1月15日より一部改訂する。
- 7、平成22年4月15日より一部改訂する。
- 8、平成22年10月10日より一部改訂する。
- 9、平成22年11月1日より一部改訂する。
- 10、平成23年1月1日より一部改訂する。
- 11、平成23年11月1日より一部改訂する。
- 12、平成24年4月1日より一部改訂する。
- 13、平成24年12月1日より一部改訂する。
- 14、平成26年4月1日より一部改訂する。
- 15、平成27年4月1日より一部改正する。
- 16、平成29年4月1日より一部改正する。
- 17、平成30年1月1日より一部改正する。
- 18、令和2年10月1日より一部改正する。
- 19、令和3年4月1日より一部改正する。
- 20、令和8年4月1日より一部改正する。